

改 正 後	現 行
<p><b>レベル5大雨特別警報時及びレベル5土砂災害特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領</b></p>	<p><b>大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領</b></p>
<p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>1.1 趣 旨</b></p> <p>本要領は、農業用ため池に関して、大雨等特別警報<sup>※</sup>発表後の緊急点検等を中心に、平時からの防災体制の整備、同警報発表前の事前防災・減災対策について、その管理者及び市町村が遵守すべき事項を定めるものである。</p> <p><u>※レベル5大雨特別警報及びレベル5土砂災害特別警報のいずれか一方又は両方をいう。</u></p> <p>（解 説）</p> <p>本要領は、梅雨期及び台風期における豪雨に備え、農業用ため池に関して、大雨等特別警報が発表された後の緊急点検等の実施手順等を定めるとともに、平時から豪雨への防災体制の整備及び同警報が発表される前の段階での事前防災・減災対策について、その管理者及び市町村が遵守すべき事項を具体的に定めるものである。</p> <p>なお、緊急点検等を行う場合には、身の安全を十分に確保して実施するものとする。</p> <p><b>1.2 適用範囲</b></p> <p><b>1.2.1 （略）</b></p> <p><b>1.2.2 対象災害</b></p> <p>本要領の対象とする災害は、大雨等特別警報に係る大雨とする。</p> <p>（解 説）</p> <p>(1) 気象庁は、大雨、地震、津波、高潮等により重大な災害の起こるおそれのある時に、警報を発表して警戒を呼びかけているが、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかける運用を平成 25 年 8 月に開始して<u>おり、令和 8 年 5 月からは、防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を 5 段階の警戒レベルにあわせて発表している。</u></p>	<p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>1.1 趣 旨</b></p> <p>本要領は、農業用ため池に関して、大雨特別警報発表後の緊急点検等を中心に、平時からの防災体制の整備、同警報発表前の事前防災・減災対策について、その管理者及び市町村が遵守すべき事項を定めるものである。</p> <p>（解 説）</p> <p>本要領は、梅雨期及び台風期における豪雨に備え、農業用ため池に関して、大雨特別警報が発表された後の緊急点検等の実施手順等を定めるとともに、平時から豪雨への防災体制の整備及び同警報が発表される前の段階での事前防災・減災対策について、その管理者及び市町村が遵守すべき事項を具体的に定めるものである。</p> <p>なお、緊急点検等を行う場合には、身の安全を十分に確保して実施するものとする。</p> <p><b>1.2 適用範囲</b></p> <p><b>1.2.1 （略）</b></p> <p><b>1.2.2 対象災害</b></p> <p>本要領の対象とする災害は、大雨特別警報に係る大雨とする。</p> <p>（解 説）</p> <p>(1) 気象庁は、大雨、地震、津波、高潮等により重大な災害の起こるおそれのある時に、警報を発表して警戒を呼びかけているが、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかける運用を平成 25 年 8 月に開始して<u>いる。</u></p> <p>(2) 大雨については、①台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、②数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想され</p>

改 正 後	現 行
<p>(2) 都道府県及び市町村は、大雨等特別警報が発表された時は、点検対象ため池を速やかに把握した上で、地方農政局農村振興部防災課（北海道にあつては農村振興局整備部防災課、沖縄県にあつては沖縄総合事務局農林水産部農村振興課。以下「地方農政局等」という。）に報告する（様式は自由）。把握に当たっては、ため池防災支援システム（URLを後述）における点検対象ため池の抽出機能を活用することができる。また、地方農政局等は、様式－1により管内の点検対象ため池数を集計するものとする。</p> <p><b>第2章 防災体制の整備</b>  <b>2.1～2.2</b>（略）  <b>2.3 緊急点検等のルート及び手順</b></p>	<p>る場合のいずれかにおいて、大雨特別警報が発表されることとなっている。</p> <p>(3) 本要領は、このような大雨特別警報の発表基準となる大雨を対象に適用するものとする。</p> <p>(4) 都道府県及び市町村は、大雨特別警報が発表された時は、点検対象ため池を速やかに把握した上で、地方農政局農村振興部防災課（北海道にあつては農村振興局整備部防災課、沖縄県にあつては沖縄総合事務局農林水産部農村振興課。以下「地方農政局等」という。）に報告する（様式は自由）。把握に当たっては、ため池防災支援システム（URLを後述）における点検対象ため池の抽出機能を活用することができる。また、地方農政局等は、様式－1により管内の点検対象ため池数を集計するものとする。</p> <p><b>第2章 防災体制の整備</b>  <b>2.1～2.2</b>（略）  <b>2.3 緊急点検等のルート及び手順</b></p>
<p>管理者等は、対象ため池の緊急点検等のルート及び点検項目毎の手順について、あらかじめ定めるものとする。</p>	<p>管理者等は、対象ため池の緊急点検等のルート及び点検項目毎の手順について、あらかじめ定めるものとする。</p>
<p>（解 説）  管理者等は、対象ため池について、大雨等特別警報が発表された時に迅速に対応できるよう、あらかじめ誰でも分かるような点検ルート（点検順路及び順路が被災した場合の迂回路）及び点検項目毎の手順（点検箇所、点検順序等）を定めるものとする。</p> <p><b>2.4</b>（略）</p>	<p>（解 説）  管理者等は、対象ため池について、大雨特別警報が発表された時に迅速に対応できるよう、あらかじめ誰でも分かるような点検ルート（点検順路及び順路が被災した場合の迂回路）及び点検項目毎の手順（点検箇所、点検順序等）を定めるものとする。</p> <p><b>2.4</b>（略）</p>
<p><b>第3章 事前防災・減災対策</b>  <b>3.1 事前放流及び低水位管理</b></p> <p>管理者等は、大雨等特別警報が発表される前の段階から、降雨予測等を基に、対象ため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保することに努めるものとする。</p>	<p><b>第3章 事前防災・減災対策</b>  <b>3.1 事前放流及び低水位管理</b></p> <p>管理者等は、大雨特別警報が発表される前の段階から、降雨予測等を基に、対象ため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保することに努めるものとする。</p>
<p>（解 説）  (1)（略）  (2) このため、大雨等特別警報が発表される前の段階から、管理者等は、2.2のため池の点検・整備等に基づき定めた低水位管理のルールや降雨予測等を考慮して、「ため池の洪水調節機能強化対策の手引き」に基づき、対象ため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保することに努めるものとする。  (3)（略）</p>	<p>（解 説）  (1)（略）  (2) このため、大雨特別警報が発表される前の段階から、管理者等は、2.2のため池の点検・整備等に基づき定めた低水位管理のルールや降雨予測等を考慮して、「ため池の洪水調節機能強化対策の手引き」に基づき、対象ため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保することに努めるものとする。  (3)（略）</p>

改正後	現 行
<p><b>3.2 大雨等特別警報発表前の監視</b></p> <p>大雨等特別警報が発表される前であっても、大雨による被災が予測される場合に、対象ため池の堤体の変状や水位の監視に努めるものとする。</p> <p>対象ため池の堤体に変状が発生したり、危険水位に達したりするおそれがある場合には、速やかにあらかじめ定められた連絡体制に基づき、連絡するものとする。</p>	<p><b>3.2 大雨特別警報発表前の監視</b></p> <p>大雨特別警報が発表される前であっても、大雨による被災が予測される場合に、対象ため池の堤体の変状や水位の監視に努めるものとする。</p> <p>対象ため池の堤体に変状が発生したり、危険水位に達したりするおそれがある場合には、速やかにあらかじめ定められた連絡体制に基づき、連絡するものとする。</p>
<p>(解 説)</p> <p>管理者等は、気象庁から大雨等特別警報が発表される前であっても、気象予報により、対象ため池への被災の可能性が予測される場合には、身の安全を十分に確保しつつ、対象ため池の監視を行い、ため池に変状（堤体の変状（亀裂、沈下等）、堤体下流面からの漏水等）が発生したり、危険水位（これ以上水位が上がるとため池が決壊するおそれがある水位）に達したりするおそれがある場合には、関係集落、消防団等に急報することとする。</p>	<p>(解 説)</p> <p>管理者等は、気象庁から大雨特別警報が発表される前であっても、気象予報により、対象ため池への被災の可能性が予測される場合には、身の安全を十分に確保しつつ、対象ため池の監視を行い、ため池に変状（堤体の変状（亀裂、沈下等）、堤体下流面からの漏水等）が発生したり、危険水位（これ以上水位が上がるとため池が決壊するおそれがある水位）に達したりするおそれがある場合には、関係集落、消防団等に急報することとする。</p>
<p><b>第4章 緊急点検等</b></p>	<p><b>第4章 緊急点検等</b></p>
<p><b>4.1 緊急点検体制の確立</b></p>	<p><b>4.1 緊急点検体制の確立</b></p>
<p>管理者等は、大雨等特別警報が発表された場合に、あらかじめ定められた連絡体制に基づき、速やかに関係者に連絡し、ため池の緊急点検体制を確立するとともに、対応能力を超えるような災害が見込まれる場合には、都道府県又は対象ため池が所在する市町村（以下「都道府県等」という。）に対して支援の要請を行うものとする。</p>	<p>管理者等は、大雨特別警報が発表された場合に、あらかじめ定められた連絡体制に基づき、速やかに関係者に連絡し、ため池の緊急点検体制を確立するとともに、対応能力を超えるような災害が見込まれる場合には、都道府県又は対象ため池が所在する市町村（以下「都道府県等」という。）に対して支援の要請を行うものとする。</p>
<p>(解 説)</p> <p>(1) 管理者等は、気象庁から大雨等特別警報が発表された場合には、あらかじめ定められた連絡体制に基づき、速やかに関係者に連絡し、点検者や点検結果の報告体制の確認等を行うため池の緊急点検等の体制を確立する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(解 説)</p> <p>(1) 管理者等は、気象庁から大雨特別警報が発表された場合には、あらかじめ定められた連絡体制に基づき、速やかに関係者に連絡し、点検者や点検結果の報告体制の確認等を行うため池の緊急点検等の体制を確立する。</p> <p>(2) (略)</p>
<p><b>4.2 緊急点検</b></p>	<p><b>4.2 緊急点検</b></p>
<p>確立した緊急点検体制に基づき、身の安全を十分に確保しつつ、速やかに対象ため池の緊急点検を実施するものとする。</p> <p>緊急点検は、対象ため池の堤体、洪水吐き、取水設備、周辺の地山等の状況について、目視による外観点検を主とするものとする。</p>	<p>確立した緊急点検体制に基づき、身の安全を十分に確保しつつ、速やかに対象ため池の緊急点検を実施するものとする。</p> <p>緊急点検は、対象ため池の堤体、洪水吐き、取水設備、周辺の地山等の状況について、目視による外観点検を主とするものとする。</p>
<p>(解 説)</p> <p>(1) 緊急点検に当たっては、身の安全確保に最大限注意を払い、大雨等特別警報が解除され次第、速やかに実施するものとするが、引き続き土砂災害の発生等のおそれがあるため、緊</p>	<p>(解 説)</p> <p>(1) 緊急点検に当たっては、身の安全確保に最大限注意を払い、大雨特別警報が解除され次第、速やかに実施するものとするが、引き続き土砂災害の発生等のおそれがあるため、緊急</p>

改正後

急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施するものとする。

(2)～(3) (略)

4.3～4.4 (略)

4.5 監視体制の強化

大雨等特別警報に係る大雨により対象ため池に被害が発生した場合には、これ以降の大雨等による二次災害を防止するため、管理者等は、気象及び水象の情報収集に努めるなど、監視体制を強化するものとする。

(解説)

(1) 大雨等特別警報の発表基準となる大雨により、対象ため池の堤体に亀裂、漏水等の被害が発生した場合に、その後も大雨が継続して降り続くとすれば、対象ため池の堤体が決壊し、下流の住宅等への二次災害が発生するおそれがある。

(2)～(4) (略)

<情報収集先の例>

(略)

(様式－1)

大雨等特別警報発表に伴う農業用ため池の緊急点検状況

【●●局】

令和 年 月 日 時現在

都道府県	市町村	点検対象 ため池数	点検済み	うち異状あり	進捗率	備考
〇〇県	〇〇市				#DIV/0!	
〇〇県	××町				#DIV/0!	
〇〇県	△△村				#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
計		0	0	0	#DIV/0!	

(様式－2～4) (略)

現行

点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施するものとする。

(2)～(3) (略)

4.3～4.4 (略)

4.5 監視体制の強化

大雨特別警報に係る大雨により対象ため池に被害が発生した場合には、これ以降の大雨等による二次災害を防止するため、管理者等は、気象及び水象の情報収集に努めるなど、監視体制を強化するものとする。

(解説)

(1) 大雨特別警報の発表基準となる大雨により、対象ため池の堤体に亀裂、漏水等の被害が発生した場合に、その後も大雨が継続して降り続くとすれば、対象ため池の堤体が決壊し、下流の住宅等への二次災害が発生するおそれがある。

(2)～(4) (略)

<情報収集先の例>

(略)

(様式－1)

大雨特別警報発表に伴う農業用ため池の緊急点検状況

【●●局】

令和 年 月 日 時現在

都道府県	市町村	点検対象 ため池数	点検済み	うち異状あり	進捗率	備考
〇〇県	〇〇市				#DIV/0!	
〇〇県	××町				#DIV/0!	
〇〇県	△△村				#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
計		0	0	0	#DIV/0!	

(様式－2～4) (略)